

## 第 38 回 上越市景観審議会 次第

日時：令和 3 年 12 月 23 日(木)午後 2 時～  
会場：上越市役所 4 階 401 会議室

1. 開 会

2. 部長あいさつ

3. 報告事項

(1) 令和 3 年度の景観事業の報告について

(2) 令和 4 年度の景観事業の主な取組案について

4. 閉 会

# 第 38 回 上越市景観審議会 資 料

令和 3 年 12 月 23 日  
上越市都市整備部都市整備課

# 1. 令和3年度の景観事業の報告について

## (1) 継続的な取組について

### ① 景観法に基づく届出制度の実施

#### ◆届出制度について

##### 【今年度の実施内容】

- ・周辺環境と調和が図られた景観づくりを推進するため、景観づくりに重大な影響を及ぼす建築物等の新築、改築、外観の模様替え、色彩変更等の行為に対する届出等に関し、審査を実施する。

##### 【今年度の目標】

- ・基準に適合しない建築物等に対して、基準に適合するように誘導する。

##### 【今年度の成果】

- ・届出された案件については助言等により適合させることができた。

#### ◆届出制度の審査件数

年度	地域	件数	内訳						
			商業	学校	福祉施設	工場	共同住宅	鉄塔	その他
R1	上越市全域	99	15	5	9	16	17	13	24
	景観づくり重点区域 ＝安塚区全域 (内数)	(2)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(1)
R2	上越市全域	110	6	4	1	13	12	40	34
	景観づくり重点区域 ＝安塚区全域 (内数)	(4)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(3)
R3	上越市全域	112	7	2	4	15	12	62	10
	景観づくり重点区域 ＝安塚区全域 (内数)	(1)	(0)	(0)	(0)	(0)	(0)	(1)	(0)

(令和3年度は11月末までの件数)

##### 【今後の課題】

- ・届出案件については、より多くの案件でアドバイザー制度を活用してもらい、周辺環境と調和するように誘導していくことが今後の課題である。

## ② 景観アドバイザー制度の実施

### ◆景観アドバイザー制度について

#### 【今年度の実施内容】

- ・周辺環境と調和が図られた景観づくりを推進するため、専門家が建築物等の色彩・照明・サイン等についてアドバイスを実施する。

#### 【今年度の目標】

- ・アドバイスにより改善や誘導を図り、周辺地域と調和が図られた景観づくりを推進する。

#### 【今年度の成果】

- ・アドバイスを受けた建築物等については、色彩や照明について周辺環境と調和するように誘導することができた。

### ◆景観アドバイスの実施

#### <景観アドバイザー>

- ・色 彩：吉田慎悟 氏
- ・照 明：稲葉 裕 氏
- ・デザイン：島津勝弘 氏



#### <景観アドバイス件数>

年度	アドバイス 件数	アドバイスの区分			内 訳					
		色彩	照明	デザ イン	商業	学校	福祉 施設	工場	共同 住宅	その他
R1	42	29	13	0	4	4	1	2	1	23
R2	29	19	10	0	0	6	0	0	1	19
R3	34	24	9	1	1	2	0	3	4	19

(令和3年度は11月末までの件数)

※一つの案件で色彩、照明のアドバイスを行う場合があるため、アドバイス件数と内訳の合計は一致していません。

※アドバイス件数については、メールでのアドバイスも含んでいます。

#### 【今後の課題】

- ・民間施設について、景観アドバイザー制度の利用が少ないことから、引き続き、制度について積極的に周知し、制度を活用してもらうことが今後の課題である。

## (2) 拡充する取組について

### ① 景観に関する地区指定に向けた取組

#### ① -1 景観に関する地区指定の方針作成

##### 【今年度の実施内容】

- ・地域の特色のある良好な景観づくりを推進するため、地域独自のまちなみのルールづくりも重要な要素の一つとなってくる。まちなみを将来に継承していくためにも、地域独自のルールから法的根拠に基づいた地区指定等を誘導していく必要があり、地域の目的に応じた地区指定等を誘導できるように基本的な方針を作成する。

##### 【今年度の目標】

- ・地域の状況に応じた地区指定の方針を作成する。

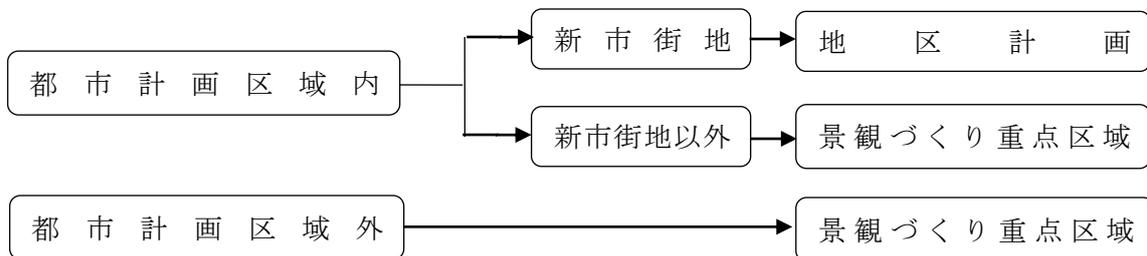
##### 【今年度の成果】

- ・地区指定の方針を作成することができた。

#### ◆景観に関する主な地区指定の種類

種 類	根拠法令	概 要
地 区 計 画	都市計画法	・良好な環境の街区を整備・開発・保全するための制度 ・R3.11月現在：市内35地区で指定済 (うち17地区で色彩等の制限有)
景観づくり 重 点 区 域	上越市景観条例	・景観づくりを推進するため、市の条例で定めた制度 ・R3.11月現在：安塚区(全域)の1地区
景 観 協 定	景観法	・美化活動などのソフト的なルールを定められる制度
景 観 地 区	景観法、都市計画法 建築基準法	・良好な景観形成を図るため強制力のある制度

#### ◆地区指定の方針（基本的な考え方）



#### ◆地区指定の方針（その他の考え方）



### ◆地区計画による景観まちづくりの事例



土橋東地区



岩木地区



横曽根・小猿屋・荒屋地区



大学前地区

### ◆景観づくり重点区域による景観まちづくりの事例



安塚区の景観イメージ



建物や看板の色彩の配慮

#### 【今後の課題】

- ・良好な景観づくりを推進するため、地区指定の方針に基づき、新たな地区の掘り起こしや地区指定の実施を行っていくことが今後の課題である。

## ① -2 南本町三丁目の景観まちづくり活動

### 【今年度の実施内容】

- ・景観まちづくり活動を継続させるため、町内会が主体となって様々な活動を企画し、実施するとともに、景観づくり重点区域の指定に向け関係者と協議を進める。

### 【今年度の目標】

- ・景観づくり重点区域の指定に向け、関係者の合意形成を図る。

### 【今年度の成果】

- ・町内会が主体となって、雁木通りの任意協定書のガイドラインを改訂し、景観づくり重点区域の指定に向けた協議に着手できた。

## ◆南本町三丁目景観まちづくり活動

### <地番看板の設置>

- ・町内会で作成した絵柄入りの地番看板を雁木通りに設置

### <夜間景観活動>

- ・高校生が影絵の作製や灯りイベントにおいて雁木通りに竹行灯等を設置

### <雁木通りの空きスペースを活用>

- ・灯りイベントと合わせ、高校生が作成したオリジナルランプの展示や写真展を開催

### <修景活動の実施>

- ・町内会と高校生が格子の塗装作業を実施

### <SNS を活用した情報発信>

- ・ブログ「南本町三丁目ガイド」において南本町三丁目の情報を発信

### <地区指定に向け、雁木通りの任意協定書及びガイドラインの見直し>

- ・雁木通りの任意協定書のガイドラインを改訂済みであり、現在、景観づくり重点区域の指定に向け、関係者と協議を開始

### 【今後の課題】

- ・町内会主体で活動を行っているが、総論が賛成であっても、各論で反対ができることもあり、関係者の合意形成を図るには時間を要するものである。
- ・今後も住民主体で、楽しみながら景観まちづくり活動を継続していくことが今後の課題である。

## ① -3 他地区の景観まちづくり活動

### 【今年度の実施内容】

- ・景観まちづくり活動を波及させていくため、まちなか居住推進事業のモデル候補地区内の一部の町内会と、雁木通りのまちなみのルールづくりについて協議する。

### 【今年度の目標】

- ・南本町三丁目の取組を他地区に波及させていく。

### 【今年度の成果】

- ・まちなみのルールづくりに意欲のある地区の掘り起こしを行い、他地区においても、まちなみのルールづくりに着手することができた。

### ◆本町七丁目の一部のエリアの取組状況

- ・現在、雁木通りの任意協定書のガイドラインについて、関係者と協議しながら見直しを行っている。

#### <ガイドラインの主な内容>

- ・雁木の形態・材質・幅員・歩行面・屋根、雁木及び建物の色彩、外構附属物、看板、照明等について

#### <建物の色彩調査の実施>



部 位	大谷ビジネス	佐藤惣商店	きものの小川	警女 ミュージアム	色彩名
屋 根	N1.5	N1.5	N1.5	N1.5	黒
外 壁	2.5Y9/1.5	5YR4/1	1.25Y8/2	N9	ベージュ 茶
建具・格子	10R2/1	10R2/1	10R3/3	10YR2/1	茶 こげ茶
雁木 (屋根)	N1.5	N1.5	N1.5	N1.5	黒
雁木 (柱)	N2	10YR2/1	10YR2/1	10YR2/1	茶 こげ茶
雁木 (歩行面)	コンクリート	石畳	石畳・洗い出し	コンクリート	グレー

### ◆大町五丁目の取組状況

- ・まちなか居住推進事業のモデル候補地区として、ワークショップを開催し、町内の将来像について検討
- ・NPO 法人と連携しながら、修景活動として格子の設置や雁木の塗装等の活動を継続
- ・今後、町内会においてプロジェクトチームを作り、まちなみのルールづくりの検討に着手する予定



### 【今後の課題】

- ・地域の特色あるまちなみを将来に継承していくため、法的根拠に基づく地区指定（景観づくり重点区域の指定）を目指しているが、まちなみのルールづくりを行うにあたっては、町内会が主体となって、将来のまちなみに関するイメージを住民全体で共有し、合意形成を図りながら進めていくことが今後の課題である。

## ② 中山間地域における景観まちづくりの波及

### 【今年度の実施内容】

- ・中山間地域における自然豊かな景観を維持していくため、様々な活動が行われていることから、棚田の保全活動や景観づくり活動の取組状況の把握をするとともに、意識啓発や取組の波及を図るため、SNS を活用し情報発信を行う。

### 【今年度の目標】

- ・各地域の取組状況を把握し、景観づくりの活動を SNS で情報発信し、取組の波及を図る。

### 【今年度の成果】

- ・一部の活動について SNS における情報発信を行うことができた。



名立区不動地区



板倉区筒方地区



中郷区片貝



安塚区上船集落

### 【今後の課題】

- ・中山間地域においては、後継者不足や高齢化等により、自然豊かな景観を維持していくことが困難な状況となっている。地域の活力の維持、農地の保全、土地を荒らさずに美しい中山間地域の景観を維持していくことが今後の課題である。

### (3) 新たな取組について

#### ① 屋外広告物の景観ガイドラインの作成

##### 【今年度の実施内容】

- ・屋外広告物は景観を形成する重要な構成要素の一つであり、周辺環境への影響が極めて大きいことから、建築物等の行為の制限と併せた一体的な景観誘導が求められている。よって、現状把握を行うとともに、現状の屋外広告物の事例を基に改善イメージ（案）を作成する。

##### 【今年度の目標】

- ・現状の屋外広告物を把握し、屋外広告物の課題を整理する。

##### 【今年度の成果】

- ・市内の屋外広告物の現況について把握することができた。今後、課題を整理していきたい。

##### ◆現況調査の実施

- ・市全域をエリアに分けて、屋外広告物の現況調査を実施

<エリア>

- ① 市街地 ② 主要道沿道 ③ 田園 ④ 海辺 ⑤ 里地里山 ⑥ 歴史あるまち並み ⑦ 13区

##### 【今後の課題】

- ・屋外広告物としての役割がある中で、改善イメージや推奨値（表示の位置、高さ、面積、地色等）をどのように整理し、景観面からのアプローチをしていけるかが今後の課題である。

## 2. 令和4年度の景観事業の主な取組案について

### (1) 地区指定について（景観づくり重点区域の指定）

- ・景観づくり重点区域の指定に向け、上越市景観条例に基づき法令上の手続きを進めていく。

#### ◆景観づくり重点区域とは

- ・景観計画区域のうち、特に良好な景観づくりを推進していこうとする区域が「景観づくり重点区域」であり、その区域の住民を中心とした景観づくりの担い手とともに、より具体的・積極的に区域の特性を活かした、きめ細やかな行為の基準を設け、景観づくりを図る区域である。

#### ◆景観づくり重点区域に指定するメリット

- ・色彩やセットバック等のコントロールを行い、将来的に統一感や連続性のある街並みを継承していくことができる。
- ・不動産等の売買時に重要説明事項として規制内容が伝達される。
- ・建築等を行う場合は、市へ届出書の提出が必要であり、基準に適合しない場合は市が助言・指導等を行うことができる。

#### ◆景観づくり重点区域の指定の手続き

- ① まちなみのルール作り
- ② 提案書の作成
- ③ 市へ提案書の提出
- ④ 公聴会の開催（当該区域に居住する市民及び利害関係人を対象）
- ⑤ 上越市都市計画審議会及び上越市景観審議会での意見聴取
- ⑥ 景観づくり重点区域の指定

### (2) 屋外広告物のガイドラインの作成について

- ・現地調査を基に、改善イメージを作成
- ・位置、高さ、面積、地色等の推奨値を作成

#### ◆スケジュール

令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
現況調査				
	改善イメージの作成 推奨値の作成	ガイドラインの運用 ※必要に応じて見直し		

